

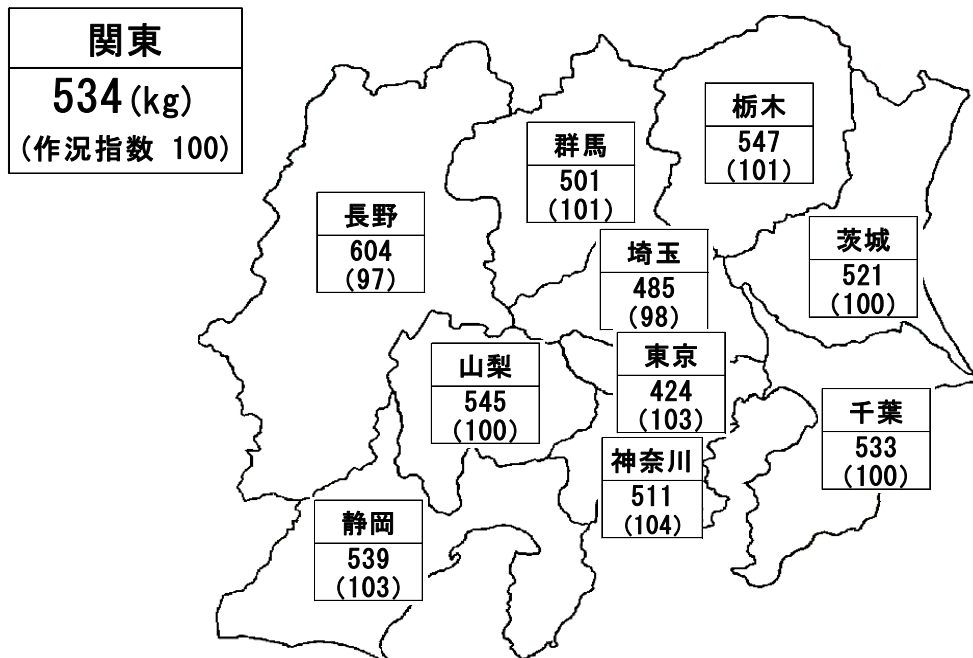
平成23年産水陸稲の収穫量 (関東農政局管内)

水稲の10a当たり収量は534kg(作況指数100)
収穫量(子実用)は167万t

【調査結果の概要】

- 1 関東農政局管内における平成23年産水稲の作柄は、10a当たり収量534kg(作況指数100)、収穫量(子実用)は167万t(対前年産比101%)となった。
- 2 関東農政局管内における平成23年産陸稲の作付面積(子実用)は2,330ha(対前年産比82%)で、収穫量(子実用)は5,130t(同96%)となった。

図 平成23年産水稲の都県別10a当たり収量



○ 作況指数とは、10a当たり平年収量に対する10a当たり収量の比率である。

この統計調査における調査の目的、調査の対象などは、10ページ【調査の概要】に掲載しています。

【解 説】

1 水稲

- (1) 全もみ数は、6月下旬から7月中旬が好天に推移したこと等により、各都県とも「平年並み」以上となった。
- (2) 登熟は、7月下旬及び8月下旬の低温・日照不足、9月下旬から10月上旬の低温等の影響により、茨城県、群馬県、埼玉県、山梨県及び長野県で「やや不良」、その他の都県では「平年並み」ないし「やや良」となった。
- (3) この結果、関東農政局管内の10a当たり収量は534kg（作況指数100）となった。
- (4) 子実用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量(子実用)は167万tとなった。
- なお、主食用作付面積に10a当たり収量を乗じた収穫量(主食用)は163万9,000tとなった。
- (5) 被害を種類別に見ると、日照不足が最も大きく（被害総量に占める割合26%）、次いで風水害（同24%）、紋枯病（同10%）となった。

2 陸稲

平成23年産の陸稲は、主産県の茨城県及び栃木県において、出穂後の少雨により干害が発生したこと等により、関東農政局管内の10a当たり収量は220kg（平均収量対比87%）となった。

【統計表】

1 平成23年産水陸稲の収穫量（都県別）

区 分	水 陸 稲 計		水 稲			陸 稲			(参考) 10a当たり 平均収量 対 比
	作付面積 (子実用)	収穫量 (子実用)	作付面積 (子実用) ①	10 a 当たり 収 量 ②	収穫量 (子実用) ③=①×②	作付面積 (子実用)	10a当たり 収 量	収穫量 (子実用)	
	ha	t	ha	kg	t	ha	kg	t	%
管 内 計	315,200	1,675,000	312,900	534	1,670,000	2,330	220	5,130	87
茨 城	77,100	396,900	75,500	521	393,400	1,550	228	3,530	88
栃 木	64,600	351,400	64,000	547	350,100	603	215	1,300	84
群 馬	17,700	88,200	17,600	501	88,200	20	175	35	104
埼 玉	35,300	170,800	35,200	485	170,700	61	164	100	91
千 葉	60,500	322,000	60,400	533	321,900	70	180	126	102
東 京	176	714	165	424	700	11	129	14	82
神奈川	3,230	16,500	3,220	511	16,500	15	189	28	103
山 梨	5,290	28,800	5,290	545	28,800	-	-	-	-
長 野	34,200	206,600	34,200	604	206,600	-	-	-	-
静 岡	17,200	92,700	17,200	539	92,700	0	200	0	89

注：1 作付面積(子実用)とは、青刈り用の面積を除いた面積である。

2 管内計の収穫量(子実用)については都県ごとの積み上げ値であるため、表頭の計算は一致しない場合がある。

2 水稻主食用作付面積及び収穫量（都県別）

区 分	参 考		10 a 当 たり 収 量 ③	10 a 当 たり 平 年 収 量 ④	作 況 指 数 ⑤=③/④
	主食用 作付面積 ①	収 穫 量 (主食用) ②=①×③			
	ha	t	kg	kg	
管 内 計	306,900	1,639,000	534	533	100
茨 城	74,600	388,700	521	522	100
北 部	527	516	102
鹿 行	518	519	100
南 部	525	526	100
西 部	512	525	98
栃 木	61,400	335,900	547	540	101
北 部	568	560	101
中 部	552	544	101
南 部	509	503	101
群 馬	16,800	84,200	501	494	101
中 毛	492	487	101
北 毛	532	520	102
東 毛	504	496	102
埼 玉	34,900	169,300	485	493	98
東 部	484	506	96
西 部	486	467	104
千 葉	59,800	318,700	533	533	100
京 葉	526	519	101
九 十 九 里	540	549	98
南 房 総	524	512	102
東 京	165	700	424	411	103
神 奈 川	3,210	16,400	511	490	104
山 梨	5,260	28,700	545	547	100
長 野	33,700	203,500	604	623	97
東 信	637	638	100
南 信	627	631	99
中 信	598	638	94
北 信	548	571	96
静 岡	17,200	92,700	539	521	103
東 部	528	520	102
中 部	537	529	102
西 部	545	519	105

- 注：1 主食用作付面積とは、水稻作付面積(青刈り面積を含む)から、需給調整の取組として取り扱う米穀等(備蓄米、加工用米、新規需要米等)の面積を除いた面積である。
- 2 管内計の収穫量(主食用)については都県ごとの積み上げ値であるため、表頭の計算は一致しない場合がある。

3 平成23年産水稻の被害面積及び被害量（関東農政局管内計）

被害種類	被害面積		被害量		構成比
	ha	t	ha	t	
総数	646,700	138,800			100
うち、気象被害計	379,400	92,600			67
風水害	106,100	34,000			24
干害	2,370	569			0
冷害	9,590	2,660			2
日照不足	154,900	35,400			26
高温障害	22,300	4,870			4
その他	84,100	15,100			11
うち、病害計	136,600	29,800			21
いもち病	43,200	11,900			9
紋枯病	60,000	13,900			10
その他	33,400	4,000			3
うち、虫害計	105,500	12,100			9
ニカメイチュウ	16,100	2,270			2
ウンカ	16,200	1,980			1
カメムシ	17,000	2,450			2
その他	56,200	5,400			4

- 注：1 被害面積の総数並びに気象被害、病害及び虫害の計は、被害種類別面積の延べ数であり、同一地域で2種類以上の被害を受けた場合は重複して計上している。
 2 気象被害のその他は、穂数減となった生育前半の気象的要因による被害である。
 3 病害のその他は、縞葉枯病等である。
 4 虫害のその他は、イネツトムシ等である。

4 平成23年産水稻の被害面積及び被害量（都県別）

区分	総数		気象被害		病害		虫害	
	被害面積	被害量	被害面積	被害量	被害面積	被害量	被害面積	被害量
	ha	t	ha	t	ha	t	ha	t
管内計	646,700	138,800	379,400	92,600	136,600	29,800	105,500	12,100
茨城	134,700	43,700	88,800	27,900	24,500	10,500	18,900	4,460
栃木	130,700	23,500	55,000	16,000	46,000	5,610	23,700	1,530
群馬	31,700	9,710	12,600	5,250	9,180	2,600	8,370	1,190
埼玉	109,300	18,400	67,800	14,100	18,900	2,670	21,400	1,590
千葉	79,100	19,600	57,000	14,500	14,300	3,980	5,340	677
東京	129	11	49	2	38	5	12	0
神奈川	3,130	301	504	100	1,400	84	759	65
山梨	7,060	1,930	3,660	1,020	1,430	513	1,400	250
長野	124,400	17,100	85,800	12,000	13,900	2,910	17,900	1,290
静岡	26,500	4,390	8,200	1,610	6,960	993	7,740	1,030

【参考 1】

平成23年産水稻玄米のふるい目幅別重量分布状況及び10 a 当たり収量内訳

本調査では、飯用に供し得る玄米の全量を把握することを目的としていることから、収量基準は、農産物規格三等の品位（整粒歩合45%）以上に相当するよう、ふるい目幅1.70mm以上で選別された玄米の重量としている。

農家等が販売するために使用している選別ふるい目幅は、地域、品種等により異なるため、ふるい目幅の重量割合とふるい目幅別10 a 当たり収量を示すと次のとおりである。

単位 { 重量割合 : %
対平均差 : ポイント

区 分	合 計	ふ る い 目 幅							
		2.00mm 以上	1.90mm	1.85mm	1.80mm	1.75mm	1.70mm		
管内計	重量割合	本年値	100.0	69.0	21.3	4.0	2.9	1.8	1.0
		対平均差		△ 2.5	0.6	0.6	0.6	0.5	0.2
茨城	重量割合	本年値	100.0	68.1	21.7	4.5	3.2	1.9	0.6
		対平均差		△ 4.8	1.9	1.5	0.8	0.6	0.0
栃木	重量割合	本年値	100.0	68.1	23.0	3.7	2.7	1.4	1.1
		対平均差		0.0	△ 0.3	0.1	0.1	0.0	0.1
群馬	重量割合	本年値	100.0	60.8	25.5	6.5	3.7	2.2	1.3
		対平均差		△ 4.0	2.2	0.8	0.8	0.2	0.0
埼玉	重量割合	本年値	100.0	61.0	26.3	4.7	4.0	2.6	1.4
		対平均差		0.0	△ 2.0	0.2	0.7	0.8	0.3
千葉	重量割合	本年値	100.0	68.8	21.3	3.9	3.0	1.8	1.2
		対平均差		△ 3.3	0.4	0.6	1.2	0.7	0.4
東京	重量割合	本年値	100.0	74.4	18.7	2.9	2.0	1.2	0.8
		対平均差		8.1	△ 4.3	△ 2.4	△ 1.0	△ 0.3	△ 0.1
神奈川	重量割合	本年値	100.0	75.3	16.2	3.4	2.3	1.3	1.5
		対平均差		10.1	△ 7.7	△ 1.2	△ 0.9	△ 0.2	△ 0.1
山梨	重量割合	本年値	100.0	72.8	18.6	3.1	2.6	1.8	1.1
		対平均差		1.0	△ 0.6	△ 0.8	0.1	0.2	0.1
長野	重量割合	本年値	100.0	76.3	16.1	3.3	1.9	1.6	0.8
		対平均差		△ 2.9	1.4	0.7	0.3	0.4	0.1
静岡	重量割合	本年値	100.0	80.5	13.4	2.5	1.8	1.2	0.6
		対平均差		△ 0.9	0.4	0.2	0.2	0.1	0.0

単位 : kg

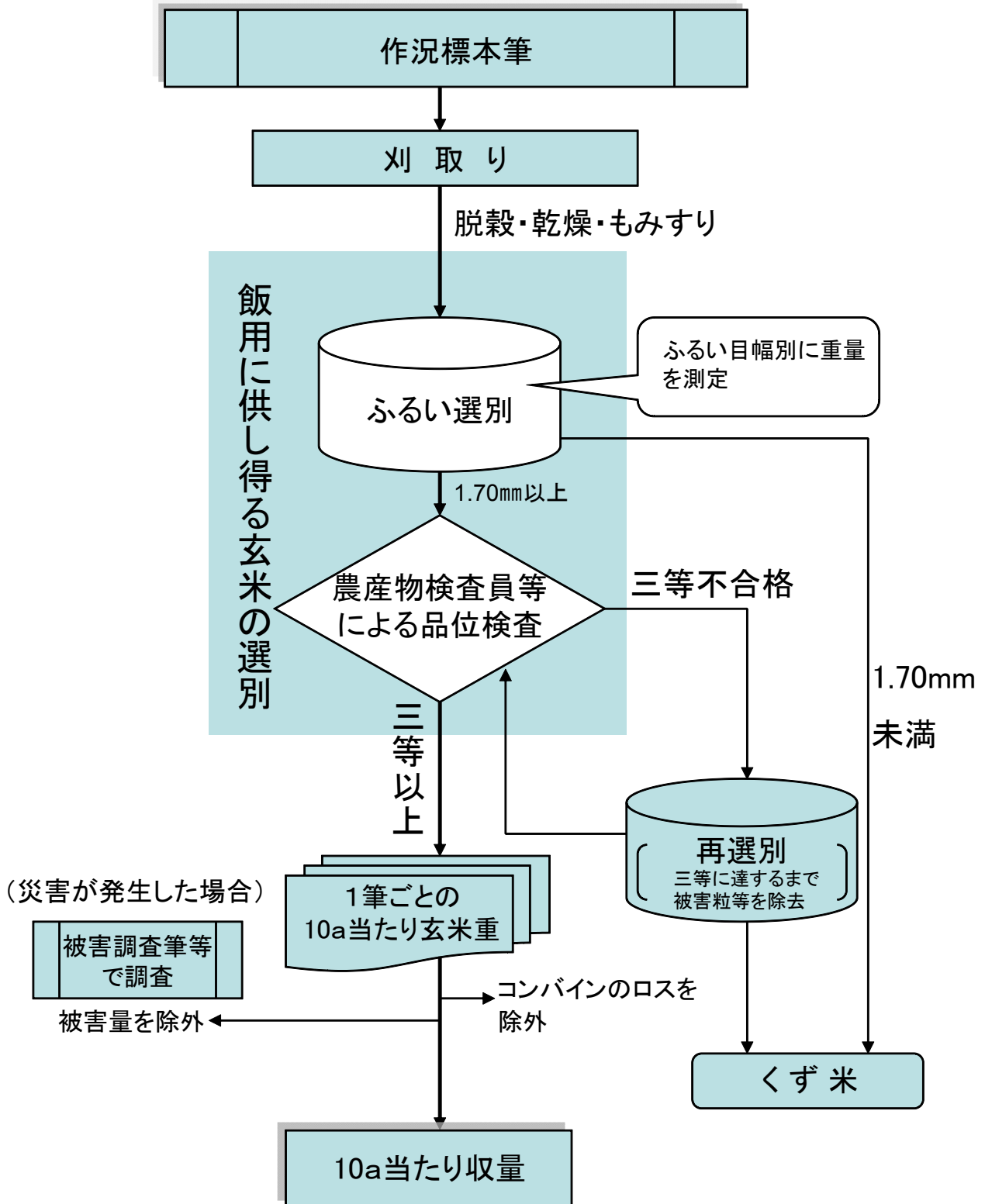
区 分	10a当たり 収 量 (1.70mm選別)	選別ふるい目幅別10a当たり収量				
		2.00mm 選別	1.90mm 選別	1.85mm 選別	1.80mm 選別	1.75mm 選別
		管内計	534	368	482	504
茨城	521	355	468	491	508	518
栃木	547	373	498	519	533	541
群馬	501	305	432	465	483	494
埼玉	485	296	423	446	466	478
千葉	533	367	480	501	517	527
東京	424	315	395	407	416	421
神奈川	511	385	468	485	497	503
山梨	545	397	498	515	529	539
長野	604	461	558	578	590	599
静岡	539	434	506	520	529	536

- 注：1 対平均差に用いた平均値は、直近5か年の重量割合の平均値である。
 2 選別ふるい目幅別10a当たり収量とは、表頭のふるい目幅を使用した際に得られる10a当たり収量のことである。
 3 未熟粒・被害粒等の混入が多く農産物規格三等の品位に達しない場合は、再選別を行っており、その選別後の値を含んでいる。

【参考2】

収穫量調査の流れ

収穫量調査は、飯用に供し得る玄米の全量を把握することを目的として、作況標本筆ごとに一定面積の稲を刈り取り、農産物規格三等の品位（整粒歩合45%）以上に相当するよう、ふるい目幅1.70mm以上で選別を行い、その重さを計測している（下図参照）。



【参考3】

ふで 作況標本筆とは

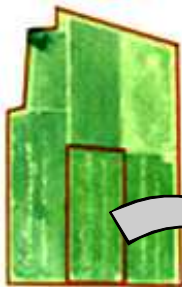
ふで
収穫量の実測調査の対象とした作況標本筆(1枚のほ場を筆という。)は、都道府県ごとの水稻の10a当たり収量が把握できるように、標本理論に基づいて以下のように各地で選定している。

都道府県内の全耕地
(母集団)



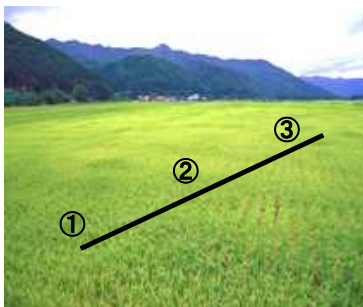
- 1 都道府県ごとの耕地を、約2 haの区画に区切った単位区の集まり(調査母集団)として整理し、その中の水田を含むものから、無作為抽出法(人間の恣意を排したくじ引きの様な選び方)により「標本単位区」を選んでいる。

標本単位区
(約2 ha)



- 2 標本単位区の中から無作為に1枚の水田ほ場を選び、「作況標本筆」としている。

作況標本筆



- 3 各作況標本筆の対角線上の3か所を実測調査箇所として、サンプル採取(坪刈り)を行っている。

【関連するデータ、情報】

○ 水稲調査結果の利活用

- ・ 「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」に基づき毎年定めることとされている「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」及び米穀の需給見通しのための資料
- ・ 「食料・農業・農村基本計画」における生産数量目標の策定及び達成状況の確認のための資料
- ・ 「農業災害補償法」に基づく農作物共済事業における共済基準収穫量算定のための資料

◎関連データ

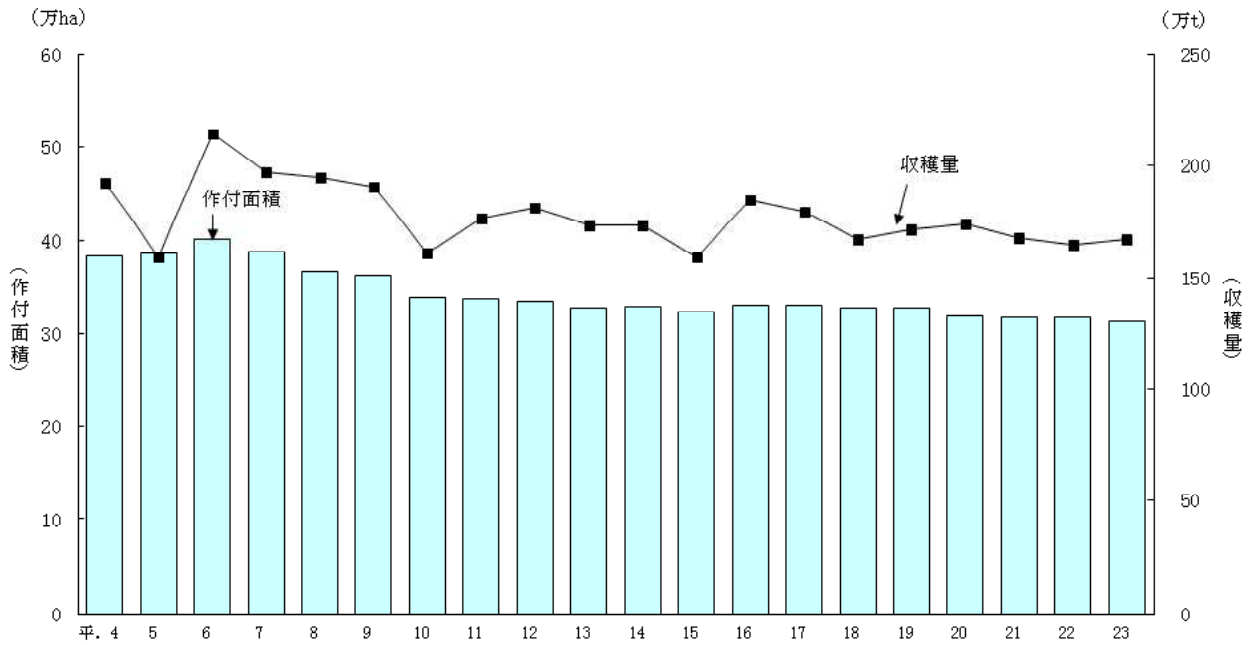
1 水陸稲(子実用)の年次別推移(関東農政局管内)

年 産	水 陸 稲 計		水 稲				
	作付面積 (子実用)	収 穫 量	作付面積 (子実用)	10 a 当たり 収 量	10 a 当たり 平 年 収 量	作 況 指 数	収 穫 量
	ha	t	ha	kg	kg		t
昭. 57	430,300	1,656,000	413,000	392	447	88	1,619,000
58	433,700	1,792,000	416,200	421	447	94	1,753,000
59	442,500	2,124,000	425,400	492	447	110	2,095,000
60	445,800	2,104,000	429,300	482	450	107	2,070,000
61	438,400	2,049,000	422,000	476	453	105	2,008,000
62	409,700	1,990,000	393,200	495	457	108	1,948,000
63	403,600	1,744,000	386,700	442	462	96	1,711,000
平. 元	401,700	1,865,000	385,300	474	465	102	1,827,000
2	396,500	1,939,000	382,000	501	468	107	1,912,000
3	390,600	1,885,000	378,000	490	473	104	1,852,000
4	394,800	1,941,000	383,700	500	476	105	1,919,000
5	397,100	1,617,000	386,700	413	481	86	1,597,000
6	411,600	2,158,000	401,200	534	481	111	2,141,000
7	398,400	1,991,000	388,300	507	484	105	1,970,000
8	374,900	1,958,000	366,600	530	486	109	1,944,000
9	369,800	1,923,000	362,100	526	493	107	1,904,000
10	345,100	1,632,000	337,800	478	499	96	1,613,000
11	343,700	1,778,000	336,800	523	507	103	1,763,000
12	341,300	1,828,000	334,700	541	516	105	1,811,000
13	333,700	1,740,000	327,700	529	516	103	1,732,000
14	330,200	1,742,000	324,900	532	522	102	1,730,000
15	327,100	1,605,000	322,300	494	524	94	1,593,000
16	334,700	1,855,000	330,200	559	526	106	1,846,000
17	334,700	1,801,000	330,400	541	530	102	1,789,000
18	331,500	1,684,000	327,500	511	533	96	1,674,000
19	331,100	1,722,000	327,600	523	533	98	1,713,000
20	321,600	1,745,000	318,400	546	533	102	1,737,000
21	320,200	1,688,000	317,200	530	533	99	1,680,000
22	319,800	1,653,000	317,000	520	533	98	1,648,000
23	315,200	1,675,000	312,900	534	533	100	1,670,000

資料：農林水産省統計部『作物統計』

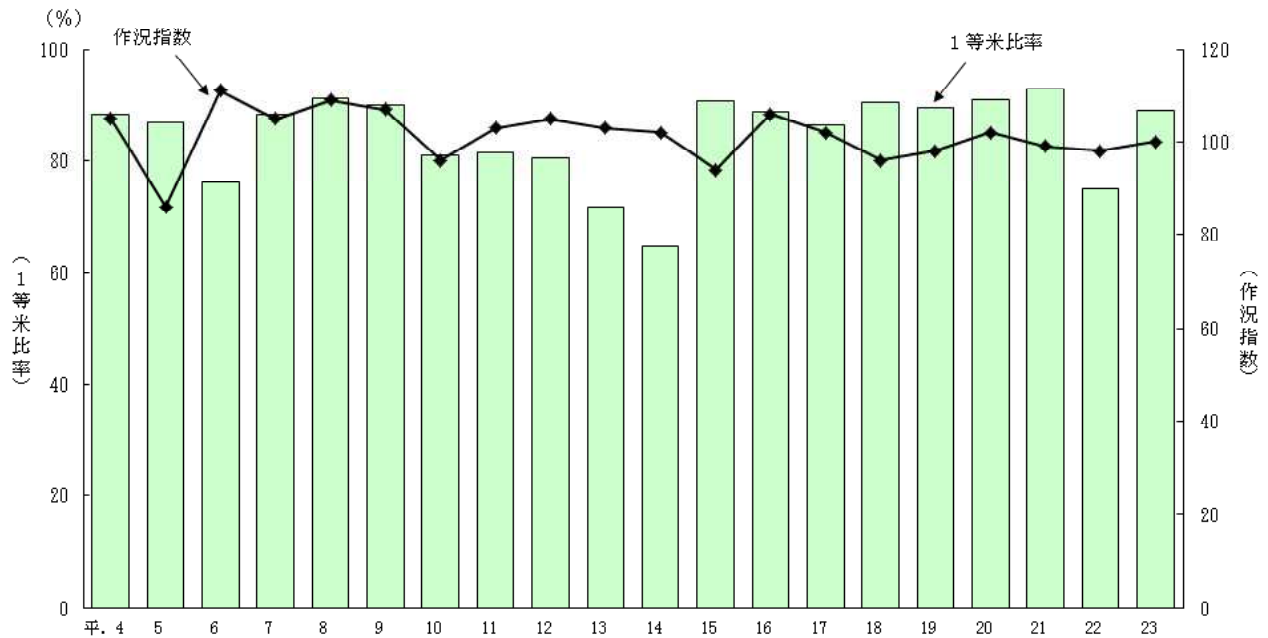
注：作付面積(子実用)とは、青刈り用の面積を除いた面積である。

2 水稻の作付面積及び収穫量の推移（関東農政局管内）



資料：農林水産省統計部『作物統計』による。

3 水稻うるち米の1等米比率と作況指数の推移（関東農政局管内）



資料：農林水産省統計部『作物統計』、農林水産省生産局農産部「米の検査結果」による。
注：平成23年産の1等米比率は、平成23年10月31日現在の速報値である。

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、作物統計調査の作付面積調査及び稲調査（水稲・陸稲）収穫量調査として実施し、水陸稲の作付面積、作柄状況・収穫量を明らかにすることにより、生産対策、需給調整、経営安定対策、技術指導、共済事業の適切な運営等の農林水産行政推進のための資料とすることを目的としている。

2 調査の対象

調査は、全国の各都道府県を対象に行っている。

なお、関東農政局管内は、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県及び静岡県等の10都県である。

3 調査対象数

(1) 作付面積調査

ア 水稲

標本単位区：8,292単位区 巡回・見積り：436市町村

イ 陸稲

関係団体調査			巡回・見積り市町村数
団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	
団体	団体	%	市町村
20	19	95	436

(2) 収穫量調査

ア 水稲

作況標本筆：1,805筆 作況基準筆：196筆 巡回・見積り：436市町村

イ 陸稲

関係団体調査			標本経営体調査				
団体数 ①	有効回収数 ②	有効回収率 ③=②/①	母集団経営体数 ④	標本数 ⑤	抽出率 ⑥=⑤/④	有効回収数 ⑦	有効回収率 ⑧=⑦/⑤
団体	団体	%	経営体	経営体	%	経営体	%
17	15	88	4,702	503	11	201	40

注：「有効回収数」とは、集計に用いた関係団体及び標本経営体の数であり、回収はされたが、当年産において作付けがなかった経営体等は含まれていない。

巡回・情報収集：436市町村

4 調査事項

(1) 作付面積調査

水陸稲：作付面積

(2) 収穫量調査

ア 水稲：登熟状況、10a当たり収量、被害状況、被害種類別被害面積・被害量、耕種条件等

イ 陸稲：10a当たり収量及び収穫量

5 調査期日

- (1) 作付面積調査
 - ア 水稲：7月15日現在
 - イ 陸稲：収穫期
- (2) 収穫量調査
 - 水陸稲：収穫期

6 調査方法

- (1) 作付面積調査
 - ア 水稲：標本単位区に対する職員及び統計調査員による実測調査並びに職員による巡回・見積り及び情報収集により行った。
 - イ 陸稲：関係団体に対する往復郵送調査、職員による巡回・見積り及び情報収集により行った。
- (2) 収穫量調査
 - ア 水稲：作況標本筆、作況基準筆及び被害調査筆に対する職員による実測調査並びに作況基準筆結果に基づく巡回・見積りにより行った。
 - イ 陸稲：関係団体及び標本経営体に対する往復郵送調査並びに職員による巡回・情報収集により行った。

7 集計方法

- (1) 作付面積調査
 - ア 水稲：対地標本実測調査結果を基に、巡回・見積り結果及び情報収集結果により補完し算出している。
 - イ 陸稲：関係団体調査結果を基に、巡回・見積り結果及び情報収集結果により補完し算出している。
- (2) 収穫量調査
 - ア 水稲：調査事項について、作況標本筆調査結果を集計し、作況基準筆結果に基づく巡回・見積りにより補完し算出している。
 - イ 陸稲：往復郵送調査結果により算出した10a当たり収量を、必要に応じて巡回・情報収集結果により補完し、作付面積に乗じて算出している。
なお、往復郵送調査結果により算出した10a当たり収量については、関係団体を取り扱う数量の割合がおおむね8割以上の場合は団体調査結果を、おおむね8割未満の場合は標本経営体調査結果を採用している。

8 用語の解説

- (1) 「青刈り」とは、子実の生産以前に刈り取られて飼肥料用などとして用いられるもの（WC S用稲、わら専用稲等を含む）のほか、飼料用米、バイオ燃料用米を指す。
- (2) 「作況指数」とは、10a当たり平年収量に対する10a当たり収量の比率である。
- (3) 「10a当たり平年収量」とは、水稲の栽培を開始する以前に、その年の気象の推移や被害の発生状況などを平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の度合や作付変動等を考慮し、実収量のすう勢をもとに作成したその年に予想される10a当たり収量をいう。

- (4) 「10 a 当たり平均収量対比」とは、10 a 当たり平均収量（原則として過去7か年のうち、最高及び最低を除いた5か年の平均値）に対する当年産10 a 当たり収量の比率をいう。
- (5) 「被害面積」とは、農作物に損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に穫れ得ると見込まれる収量から減収した面積をいう。
- (6) 「被害量」とは、農作物の栽培が開始されてから収納されるまでの期間に、災害等によって損傷を生じ、その被害が発生しなかったと仮定した場合に穫れ得ると見込まれる収量より減収した量をいう。

9 利用上の注意

- (1) 統計数値については、下記の方法によって四捨五入しており、合計と内訳の計が一致しないことがある。

原 数		7桁以上 (100万)	6桁 (10万)	5桁 (万)	4桁 (1,000)	3桁以下 (100)
四捨五入する桁数（下から）		3桁	2桁		1桁	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	1,234,567	123,456	12,345	1,234	123
	四捨五入した後（統計数値）	1,235,000	123,500	12,300	1,230	123

- (2) 表中に用いた記号は、以下のとおりである。

- 「－」：事実のないもの
「…」：事実不詳又は調査を欠くもの
「0」：単位に満たないもの（例：0.4ha→0ha）
「△」：負数又は減少したもの

- この統計調査結果は、関東農政局ホームページ中の統計データに掲載しています。
アドレス【http://www.maff.go.jp/kanto/to_jyo/】
又は、関東農政局トップページ▶各種統計

問い合わせ先

◎本統計調査結果について

連絡先：関東農政局 統計部 生産流通消費統計課
電話：（直通）048（740）0589
担当者：佐藤・室井

◎農林水産統計全般について

連絡先：関東農政局 統計部 統計企画課
電話：（直通）048（740）0058